

鴨川市訪問型サービスサービスコード表

R6.4適用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型サービス11	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1176単 位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型サービス11日割		日割りの場合 ÷ 30.4日 39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型サービス12		(2)1週に2回程度の場合 2349単 位	2,349	1日につき	
A2	2211	訪問型サービス12日割		日割りの場合 ÷ 30.4日 77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合 3727単 位	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型サービス13日割		日割りの場合 ÷ 30.4日 123単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型サービス21	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当の訪問型サービスである場合	287単位	1回につき	
A2	2511	訪問型サービス22		(一)所要時間が20分以上45分未満である場合	179単位		
A2	2621	訪問型サービス23		(二)所要時間が45分以上の場合	220単位		
A2	1411	訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163単位		
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割りの場合 ÷30.4 1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割りの場合 ÷30.4 1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割りの場合 ÷30.4 1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当の訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型高齢者虐待防止未実施減算22		(一)所要時間が20分以上45分未満	2単位減算	-2	
A2	C218	訪問型高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間が45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2	C219	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供を行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービス提供を行う場合	所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算		1月につき
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算		

鴨川市通所型サービスサービスコード表

R6.4適用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A 6	1111	通所型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	1,798 1月につき	
A 6	1112	通所型サービス11日割		59単位	59 1日につき		
A 6	1121	通所型サービス12		事業対象者・要支援2	3621単位	3,621 1月につき	
A 6	1122	通所型サービス12日割		119単位	119 1日につき		
A 6	1113	通所型サービス21	ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者、要支援1 *1月の中で全部で4回まで	436単位	436 1回につき	
A 6	1123	通所型サービス22		事業対象者、要支援2 *1月の中で全部で8回まで	447単位	447 1回につき	
A 6	C211	通所型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未 実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18 1月につき
A 6	C212	通所型高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合 ÷30.4日	1単位減算	-1 1日につき
A 6	C213	通所型高齢者虐待防止未実施減算12		日割りの場合 ÷30.4日	事業対象者・要支援2	36単位減算	-36 1月につき
A 6	C214	通所型高齢者虐待防止未実施減算12日割			1単位減算	-1 1日につき	
A 6	C215	通所型高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4 1回につき
A 6	C216	通所型高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4 1回につき
A 6	D211	通所型業務継続計画未策定減算11	通所型業務継続計画未 策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18 1月につき
A 6	D212	通所型業務継続計画未策定減算11日割			日割りの場合 ÷30.4日	1単位減算	-1 1日につき
A 6	D213	通所型業務継続計画未策定減算12		日割りの場合 ÷30.4日	事業対象者・要支援2	36単位減算	-36 1月につき
A 6	D214	通所型業務継続計画未策定減算12日割			1単位減算	-1 1日につき	
A 6	D215	通所型業務継続計画未策定減算21		ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4 1回につき
A 6	D216	通所型業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4 1回につき
A 6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき	
A 6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1日につき	
A 6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき	
A 6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に 居住する者又は同一建 物から利用する者に通 所型サービスを行う場 合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376 1月につき
A 6	6106	通所型サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752 1月につき
A 6	6207	通所型サービス同一建物減算3		ロ 1月あたりの回数を定める場合	94単位減算	-94 1回につき	
A 6	5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47 片道につき	
A 6	5010	通所型生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A 6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A 6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50	
A 6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200	
A 6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	
A 6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A 6	6310	通所型サービス一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480	
A 6	6011	通所型サービス提供体制加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88
A 6	6012	通所型サービス提供体制加算Ⅱ			事業対象者・要支援2	176単位加算	176 1月につき
A 6	6107	通所型サービス提供体制加算ⅡⅠ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A 6	6108	通所型サービス提供体制加算ⅡⅡ			事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A 6	6103	通所型サービス提供体制加算ⅢⅠ		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A 6	6104	通所型サービス提供体制加算ⅢⅡ			事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A 6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度)	100単位加算	100	
A 6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A 6	6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回を限度)	20単位加算	20 1回につき	
A 6	6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回)	5単位加算	5	
A 6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	
A 6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		
A 6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算		
A 6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算	1月につき	
A 6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算		
A 6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算		
A 6	6114	通所型サービスベースアップ等支援加算		ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の11/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A 6	8001	通所型サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	1,259 1月につき
A 6	8002	通所型サービス11日割・定超			59単位	41 1日につき
A 6	8011	通所型サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3621単位	2,535 1月につき
A 6	8012	通所型サービス12日割・定超			113単位	83 1日につき
A 6	8003	通所型サービス21・定超	ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者、要支援1 *1月の中で全部で4回まで	436単位	305 1回につき
A 6	8013	通所型サービス22・定超			事業対象者、要支援2 *1月の中で全部で8回まで	447単位

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A 6	9001	通所型サービス11・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	1,259 1月につき
A 6	9002	通所型サービス11日割・欠			59単位	41 1日につき
A 6	9011	通所型サービス12・欠		事業対象者・要支援2	3621単位	2,535 1月につき
A 6	9012	通所型サービス12日割・欠			113単位	83 1日につき
A 6	9003	通所型サービス21・欠	ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者、要支援1 *1月の中で全部で4回まで	436単位	305 1回につき
A 6	9013	通所型サービス22・欠			事業対象者、要支援2 *1月の中で全部で8回まで	447単位